

『臨時治水調査会議事速記録 第壹號』

1910年 23x15cm／62頁 図書番号 OBZ-0907

近代国家をめざす明治政府は、1896（明治29）年に河川法を制定し、治水事業を国の直轄管理とした。しかし、日露戦争への臨戦態勢などの影響もあって、1907（明治40）年ごろまでに着工できた河川は、利根川、信濃川など流域面積の広い9河川にすぎなかつた。そのような中の1910（明治43）年8月、関東・東北地方の太平洋岸を中心に大水害が発生し、政府にとって治水事業は喫緊の要事となつた。内閣は同年10月、勅令で治水計画を審議する臨時治水調査会（以下、調査会）を設置した。

調査会は、内務大臣を会長として、行政機関21名、貴族院・衆議院から各10名、民間人3名の45名で構成された。政府から提出された議案は、第1号「河川改修ニ関スル件」、第2号「砂防計画ニ関スル件」、第3号「森林行政上治水ニ関係アル施設ニ関スル件」であつた。

本書『調査会議事速記録 第壹號』（以下、速記録）は、国会図書館等主要な図書館のデータベースを検索するかぎり、所蔵している図書館は本館以外に確認できない。また、第弐號以後の議事録は不明である。ここでは、本館が所蔵する初日の第1号議案「河川改修ニ関スル件」の経過を紹介する。

速記録によれば、1910（明治43）年10月25日に初会合を開いた。第1号議案の内容は、「河川法ニ依リ国ノ直轄事業トシテ改修ヲ要スル河川ヲ五十箇川トシ其ノ利害関係ノ大小輕重ト地方ノ状態トニ鑑ミ期間ヲ区分シテ之ニ着手セントス」であった。審議は極秘とされ、会長の内務大臣平田東助は「各地方ノ堤防道路橋梁等ニ就キマシテハ成ルベク速ニ之ヲ修築シテ復旧スル……治水計画ノ完整ヲ圖ルハ最モ今日ノ急務」と、壊滅的な被害を受けた堤防や道路の復旧とともに、治水事業の長期計画の策定が急務であるとした。

審議の論点は、50河川の選定理由およびその調査方法であった。政府側は、流域面積や水害額調査をもとに第1期改修河川を審議したあとに、工期や工費の積算ができると説明をした。だが、委員から「改修ヲヤルニハ此位ノ経費ガ掛ル、又はダケノ経費ヲ掛ケテモ斯ウ云フ方法ヲ以テ改修ヲスレバ此川ハ比較的安全ニナルト云フダケノ御調べハ必ズアラウ」と問題提起があった。それを受けた調査会は、河川の数、工期や工費を精査するには具体的な改修計画案が必要不可欠として、その提出を政府に求めた。しかし政府側は「改修すべき方法、費用ト云フヤウナモノハ実ハ調べテナイ」と述べ、調査会は内務技官を中心とする特別委員会の設置を決めた。

本館所蔵の西村喬著『治水長期計画の歴史』（図書番号：OB-2104）によれば、特別委員会に託された案件は第1期改修河川の選択、工期、工費であった。特別委員会は同年10月28日より11月4日まで審議し、12月21日、調査会は特別委員会の結果をもとに審議を終えた。最終的に、改修河川の流域面積を当初の15平方里から10平方里まで下げて15河川を追加した。工期（18カ年）は、第1期改修河川を20河川とし、残りの河川は第1期内に調査を行い、第1期竣工後ただちに第2期の着工準備をするとした。総事業額は約1億7000万円強となり、1911（明治44）年度から事業が始まった。

（柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹）